

三位一体改革による一般財源化と税源移譲

(単位:百万円)

国庫補助負担金名	全国 (単位:億円)		県の影響額				
	廃止縮減額	税源移譲額		H18		H19	
				一般財源措置額	歳出削減	一般財源措置額 ²	増減額
児童扶養手当給付費負担金	1,805	1,805	433	433		407	26
児童手当国庫負担金 ¹	1,578	1,578	1,417	1,417		1,417	
国民健康保険(財政調整交付金)	6,862	6,862	8,566	8,566		8,791	225
国民健康保険(基盤安定負担金)			2,093	2,093		2,490	397
介護給付費等負担金(施設等給付費)	1,302	1,302	2,253	2,253		2,166	87
義務教育費国庫負担金	8,467	8,467	14,417	14,417		13,822	595
義務教育費国庫負担金(共済長期等)	2,184	2,184	3,796	3,796		4,130	334
義務教育費国庫負担金(退手・児手)	2,309	2,309	3,530	3,530		4,091	561
その他	6,669	5,586	4,314	2,486	1,828	2,486	
合計	31,176	30,093	40,819	38,991	1,828	39,800	809

1 - 児童手当の一般財源は三位一体改革に伴う負担割合の変更分のみ。

2 - H19の一般財源措置額は、時点修正をしているため、H18から増減する。(「その他」は同額で置く)

所得譲与税	C
	34,063

税源移譲による個人県民税の増収分 ³	H19 ⁴	平年度化 ⁵
	D	E
	28,500	31,000

3 - 税源移譲に伴い、税率が、 まで2%及び3%から から一律4%となる。

4 - は課税時期の関係で給与所得者の4、5月分が含まれない(増収は6月以降)

5 - をベースに平年度化した場合の金額

国庫補助負担金の廃止に伴う一般財源措置額と税源移譲に伴う個人県民税増収額との乖離

平成18年度(C - A)	F
	4,928

平成19年度(D - B)	G
	11,300

をベースに平年度化した場合(E - B)	H
	8,800

[参考]三位一体改革による国庫補助負担金廃止縮減の全体像(平成18年度ベース)

国庫補助負担金名	全国 (単位:億円)		県の影響額 (単位:百万円)					
	廃止縮減額	税源移譲額	国庫削減	県負担の増	措置状況		市町村へ移行	
					一般財源	歳出削減		
一般財源化	31,176	30,093	40,819	26,391	14,428	38,991	1,828	1,839
スリム化	9,886		7,124	7,124		154	6,970	
交付金化	7,943							
合計	49,005	30,093	47,943	33,515	14,428	39,145	8,798	1,839